法人口座を開設されるお客様へのお願い

この度は当行へ口座開設のご相談をいただきありがとうございます。

新聞やテレビなどで報道されているように、法人名義口座を悪用した、いわゆる投資勧誘 詐欺等の犯罪が数多く発生し、社会的にも大きな問題となっております。

当行ではこうした金融犯罪を未然に防止するため、法人のお客さまの新規口座開設時には、 下記事項についてのお願い、および事業内容等についてお尋ねいたします。

お客さまには、ご不便、お手数をおかけしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. ご提出いただく書類について

(1) 必須書類

■ 実質的支配者に関する確認資料

株式会社、有限会社の場合、下記のいずれかをご提出ください

- ・株主名簿の写し ・法人税確定申告書別表二「同族会社等の判定に関する明細書」【写し】
- ・定款認証の「実質的支配者となるべき者の申告書」【写し】
- ・商業登記所(法務局)発行の「実質的支配者情報一覧」【写し】
- 履歴事項全部証明書(発行から6か月以内のもの)【原本確認】
- 法人の印鑑証明書(発行から6か月以内のもの)【原本確認】
- 手続きに来店される方ご本人を確認する公的書類【原本確認】
- 法人口座開設事前お伺いシート(当行所定の書式)
- 外国 PEPs にかかる申告書(当行所定の書式)
- (2)以下に該当する場合にご提出していただく書類
- ① 会社をご紹介できる書類を作成されている場合
 - ⇒ 会社案内 ホームページ 商品・製品のパンフレット等

■ その他(

- ② 本社が遠隔地で、店舗のお近くの営業所・事務所等でのお申し込みの場合
 - ⇒ 営業所・事務所等の所在地が確認できる書類 (公共料金の領収書、賃貸借契約書、営業所の建物登記事項証明書【原本】(発行から 6 か月以内のもの)等)
- ③ 事業内容もしくは商号に「投資」「証券」「信託」が含まれる場合
 - ⇒ 監督当局の許認可証等(写)

2. ご留意事項

- ご提出いただいた資料について確認させていただくため、お申込み日当日の口座開設はいたしか ねます。また、お申込みから口座開設までに1~2週間お時間をいただく場合がございますので、 あらかじめご了承ください。
- 内容等を確認させていただいた結果、追加の確認書類の提出のご依頼や、追加でのご質問等をさせていただく場合がございます。
- 審査の結果、口座開設をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。